

令和8年4月1日

各課等の長、係長 各位

総務課長

令和8年度予算執行方針等について（通知）

地方自治法第220条及び飯綱町財務規則第18条の規定により、予算の執行について留意すべき事項（予算執行方針）を定めましたので、令和8年度の予算執行にあたっては、この方針に沿って適切に対応されるようお願いいたします。

なお、各課等の長においては、所管の出先機関等にも徹底していただくようご配慮ください。

令和 8 年度予算執行方針

令和 8 年度の当初予算額は、前年度比 1 億 9,000 万円減の 92 億 9,000 万円を計上した。

歳入における町税では、前年度実績を基に積算し 4,522 万 1 千円増の 10 億 8,950 万 8 千円を計上している。

また、地方譲与税をはじめとする各種交付金につきましても、環境性能割等の廃止に伴う令和 8 年度の減収については地方特例交付金により全額を補填されることから、当初予算においては前年度実績に応じた額を計上した。

地方交付税は、国予算において前年度比 1.2 兆円が増額されるとともに、給与改定の反映やごみ収集、学校給食などといった地方公共団体のサービス・施設管理等に係る物価高に対応した単位費用措置の引き上げが行われるほか、特別交付税においても、地域おこし協力隊や地域活性化企業人、地方バス、不採算地区病院関係費を適切に見込むことで、前年度比 5,000 万 4 千円増の 38 億 5 千円を計上している。

国庫支出金については、飯綱東高原に新たに整備するスポーツ施設に地域未来交付金、飯綱中学校体育館へのエアコン設置に学校施設環境改善交付金を充当するなど、全体として前年度比 3,423 万 6 千円減の 5 億 2,341 万 4 千円となっている。

なお、収入不足に対応するため、財政調整基金から 3 億円を繰り入れるほか、減債基金、ふるさと応援基金、地域振興基金を主力とした各種特定目的基金及び特別会計から 11 億 4,952 万 3 千円を繰り入れるとともに、これまでと同様に過疎対策事業債を中心に、事業期間が延長された緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、また交付税措置率が 80%の辺地対策事業債といった有利な起債を 8 億 1,040 万円（前年度繰越分を除く）計上している。

歳出における主な増加要因は、給与改定等により人件費が約 7,500 万円増額になったほか、新たに有害鳥獣解体処理施設やスポーツ交流拠点施設、指定避難所非常用階段等の整備に加え、こども家庭センター設置に伴う経費、アイバスの新システム導入等によるもの。

一方で、歳出における主な減少要因では、病院に対する補助金を当初予算では前年度比 5,000 万円減額したほか、公立学校施設における体育館への空調設備整備事業が中学校 1 校分になったこと、基幹系業務システム標準化事業の完了、地方債償還額の減少に伴うものが主な要因。

本年度は、第 2 次飯綱町総合計画の最終年度であることを踏まえ、当初予算編成における基本的な方針では、基本構想及び K P I（重要業績評価指標）達成のため各施策を着実に実施するための予算を計上している。

今年度配分された予算は、要求・容認された事業計画に対し配分したものであることから、事業の進捗については経済効果を早期に発揮すべく的確な進捗管理を行い、「町民のための予算」を執行するという自覚を持ち、住民サービスの充実と向上に努めるよう予算執行すること。

特に、前年度では繰越事業が大幅に増加している。労働力不足や働き方改革、外部環境の変化、資材高騰、予算編成の構造的な要因といった、さまざまな事情はあるものの、地方公共団体の予算は会計年度の独立の原則によっており、繰越は例外措置の一つであることを認識し、早期発注に努めること。

また、予算の執行にあたっては、最小の経費で最大の効果をあげることはもとより、計画的かつ効率的・効果的執行に努め、施策の目的が確実に達成されるよう次の事項に留意されたい。

1 全般的事項について

- (1)改善すべき点を先送りする「前例踏襲主義」からの脱却を図るとともに、「使い切り型予算」の概念を払拭し、財源は、町民の貴重な税であることを再認識し、常にコスト意識をもって、有効活用に努めること。
- (2)「飯綱町第2次総合計画後期基本計画」に基づく各施策の推進を着実に実施するため重点的に予算配分した事業については、各課横断的に取り組み、人口減少の克服と地域活性化、今後の持続的発展などを常に念頭に置きながら事業の執行にあたること。
また、それぞれの事業計画や目標に従い事業の執行を図るとともに、執行段階においては工夫・改善を加え、必要性や費用対効果を意識した予算執行に努めること。
- (3)公共事業については、早期発注、早期完了に最大限努めるとともに、コスト縮減に留意した効率的、効果的な執行を図ること。
なお、最終工期は、3月15日以前とし、やむを得ない工期の遅れ等により、年度内完了が見込めないものについては、その事態が発生した時点で総務課長へ協議を行い、適切に対応すること。
- (4)事業の進捗状況については、的確な進行管理を行い、翌年度への予算繰越が生じないように留意すること。やむを得ず繰越す場合はできる限り事業費や期間の圧縮を図ること。また、前年度からの繰越事業は、早期に完了させること。
- (5)新規事業等については、執行の遅れにより事業効果を低減させることがないように、特に早期執行に努め、その成果を翌年度以降の施策に反映できるよう取り組むこと。
- (6)議会からの予算・政策要望や、監査委員による指摘事項（決算審査、定期監査等）などの趣旨を踏まえ、町民に対する説明責任を果たせるよう、適正な執行に努めること。
- (7)国・県における制度の創設、統廃合及び基準の見直しなど、地方行財政にかかわる動向については、常に細心の注意を払い、正確な情報の把握と適切な対応に努めること。

2 一般会計予算の執行について

(1)歳入に関する事項

- ①町税については、地方交付税にも影響することから、課税客体の的確な把握に努め、異動処理等における調定の早期化を図ること。
- ②町税及び国民健康保険税等の徴収については、現年度課税分の納期内納付の促進を図るとともに、県との連携や、全庁的な取組により収納率の向上に努めること。
また、滞納整理による執行停止や不納欠損等については、適正かつ迅速に対応するとともに、納期限の通知、督促状の発行等の事務処理についても関係法令を遵守し適正に行うこと。
- ③各種負担金・使用料等についても、納期内納付の促進を図り、未収金が発生しているものについては、収納の取組を一層強化し、収納率の向上に努めること。
また、使用料については、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立ち、実態に即しないものは料金改定を行うとともに、施設の利用促進などを図ることにより増収に努めること。
- ④国・県の補助金については、早期収入に努めるとともに、その動向を的確かつ速やかに把握するため情報収集に努め、最大限の確保を図るために適切な対応を図ること。
- ⑤歳入全般について、予算計上額を確保するとともに、増収に努めること。

(2) 歳出予算の適正な執行

- ①予算の配当（財務規則第 20 条）については、予算の成立により、配当及び通知がなされたものとみなすこととする。なお、執行にあたっては、安易な予算流用等が生じないよう配慮するとともに、「創意と工夫」を常に念頭におき、より一層の経費縮減に努めるとともに、事業効果の向上等を図ること。
- ②国や県の施策見直し等により、補助金などの特定財源が当初見込みよりも減額される見通しとなった場合には、原則として当該事業は執行停止とし、やむを得ない理由により一般財源により事業を継続する必要がある場合には、事前に総務課長へ協議すること。
- ③災害対策関係経費については、特に早期の執行に努めること。また、台風、大雪等による災害復旧関係の臨時的な経費が発生した場合は、迅速に総務課長へ協議すること。
- ④委託事業については実施時期、費用対効果等を再検証し、職員でできる業務まで委託することのないよう徹底的に見直しを図ること。
また、会計年度任用職員の雇用については当初予算査定において認められた人数、単価等を厳守すること。
- ⑤予算化された補助金についても、目的、対象経費の明確化、行政効果（数値）の把握などに努め、一層の改善合理化を進めること。
また、交付申請書、実績報告書については、遅滞なく提出されるよう指導するとともに、報告に係る会計経理、使途、成果等についての審査及び現地調査等を必ず行うこと。
- ⑥時間外勤務については、これまでもその縮減に努めてきているが、効率的な事務の執行に心掛け、前年度実績を下回るように努めること。
- ⑦予算の執行残額（入札差金等）は、原則として減額補正を行うこと。ただし、補助事業等をやむを得ず執行しなければならない場合は、必ず事前に総務課長へ協議すること。
- ⑧町内事業者の育成、地元経済の活性化を図るため、町内事業者への優先発注や中小企業者に対する分離・分割発注を推進するなど、適正な競争原理のもとに、公正性を確保しつつ町内事業者の受注機会の増大に努めること。
- ⑨長期継続契約（長期継続契約を締結することができる契約を定める条例）とならない契約で、翌年度以降にわたり債務を負担する契約をしようとする場合は、あらかじめ債務負担行為の予算措置が必要となるので、条例を確認のうえ適正な事務処理を行うこと。
- ⑩支出負担行為等の手続きは、共有書庫内「会計事務の手引き（飯綱町）R7.4 改正」を参照すること。
- ⑪納付期限等が指定されている案件の執行については、期限の厳守を徹底すること。

(3) 予算の流用

予算の流用については、事業の執行上真にやむを得ないものについて、総務課長に協議のうえ、事務処理規則により決裁を受けること。また、予算流用票には増額する理由、流用元となる節の減額できる理由を詳細に記載するとともに、必要に応じ根拠資料を添付すること。

なお、次に掲げる経費は流用することができない（財務規則第 25 条）ので、十分留意すること。

- ①人件費に属する費目（報酬、給料、職員手当等、共済費及び災害補償費）と他の費目間の流用
- ②需用費のうち食糧費を増額するための流用
- ③備品購入費並びに負担金、補助及び交付金から他の費目への流用
- ④流用により増額した金額の他の費目への流用

⑤予備費を充用した費目から他の費目への流用

⑥費目に係る金額の全額流用

(4) 予算の補正

当初予算は通年度予算として編成したものであり、年度途中の新たな財政需要については原則として配当予算の範囲内で機動的・弾力的に対処することとし、制度改正や災害等真にやむを得ないものを除き、予算の増額補正は、原則、認めないものとする。

なお、配当予算の範囲内であっても新たな特定財源（国庫補助金、地方債）等が見込まれるなどの場合は、その事情が発生した時点で必ず財政係と協議すること。（特に地方債にあっては起債計画の変更が生じることがある）

(5) 少額随契の基準額の見直し

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の2第1項第1号において、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ、同表下欄に定める額（基準額）の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないときは、随意契約によることが可能とされているが、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、基準額が引き上げられたことから、飯綱町財務規則で定める額を令和7年4月1日から次のとおり改正していることに留意すること。

①工事又は製造の請負 200万円（改正前：130万円）

②財産の買入れ 150万円（改正前：80万円）

③物件の借入れ 80万円（改正前：40万円）

④財産の売払い 50万円（改正前：30万円）

⑤物件の貸付け 30万円（改正なし）

⑥前各号に掲げるもの以外のもの 100万円（改正前：50万円）

3 予算に関する重要事項の合議等について

予算の効果的かつ適切な執行を図るため、次に掲げる事項については事務事業実施起案（起工伺）の際に総務課長に合議等を行うこと。（財務規則第23条）

①予算を伴う条例、規則、規程その他基準の制定又は改廃に関すること。

②新たに予算を伴うこととなる事務、事業又は長期継続契約の締結に関すること。

③国・県支出金に係る交付申請及び決定通知に関すること。（毎年度定期的にあるものは除く。）

④収入が歳入予算に比して減少し、又は減少するおそれがあるときの措置に関すること。

⑤毎年度継続的に行うもの、予算措置された建設事業に係る契約（委託、工事請負等）を除き、100万円以上の契約に関すること。

⑥予算執行上、総務課長への合議が必要と認められるもの。

⑦起債充当事業について、入札等により事業費が減額となる場合や、やむを得ない理由により事業費が増額になる場合は、必ず財政係と協議すること。特に事業費が増額となる場合は、新たに起債の同意を得ることで一般財源を抑制することができるため留意すること。

4 特別会計等予算の執行について

特別会計及び企業会計においても一般会計と同様の取り扱いとするが、独立採算制の原則を常に念頭におき、自主財源の確保等財源確保なくして経営は存在しないことから、収支の均衡と負担の公平に留意し、財源の減少は経費の圧縮で対応することとし、安易に財源の補填を一般会計に求めることのないよう一層の自助努力を行うこと。

特別会計、企業会計への繰出金等については、四半期ごとに定期的に予算執行するなど、年度内での平準化に努め、年度当初、年度末に一括して予算執行することのないように十分留意すること。

5 業務契約における適切な価格転嫁の実現について

契約手続きにおいては、令和8年3月25日付企画課長通知「飯綱町における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について（通知）」を踏まえて対応すること。特に、自治体サービス（ごみ収集、学校給食など）や、指定管理者制度を含む施設等の管理委託業務等については、最低賃金の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格の上昇などの不測の事態に伴う事業者から契約変更の協議の申出があった際には、実勢価格や国等の通知を参考に適切な金額を算出して契約変更協議に応じること。

以上